

第57回IFA大会の報告

——会社と株主の課税を中心として——



東京大学法学部教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成15年9月19日開催の海外税制懇談会における東京大学法学部教授増井良啓氏の『第57回IFA大会の報告—会社と株主の課税を中心として—』と題する講演内容を要約したものである。

I はじめに

II 今回のシドニー大会の背景

- 1 共同研究の人的ネットワーク
- 2 EU統合の影響
- 3 ホスト国としてのオーストラリア

III 会社＝株主課税の動向：1回課税か2回課税か

- 1 法人税制はどこへいくか
- 2 配当課税に関する「粗雑で手軽な救済」
 - (1) 世界的な傾向
 - (2) 資本移動の国際化とインピュテーション方式
 - (3) ECJのVerkooijen判決
 - (4) クラシカル方式に修正を加える理由
 - (5) 日本の税制改革への示唆
- 3 国境を越える配当についての税収分配
 - (1) 配当をめぐる税収分配ルールの現状
 - (2) 配当に対する源泉徴収の要否
 - (3) キャピタルゲイン課税との関係
 - (4) 投資ファンドとの関係
 - (5) 日本の条約締結交渉への示唆

4 国際的な持株会社・導管会社

IV その他のテーマ

- 1 消費課税と金融サービス
- 2 OECDモデル租税条約と年金
- 3 制定法上の一般的租税回避否認規定と国際課税
- 4 国際課税の最近の展開
- 5 オフショアファンド税制

V おわりに

I はじめに

いまからほぼ10年前、1994年秋にIFA (International Fiscal Association/国際租税協会) のトロント大会に参加したとき、日本租税研究協会でご報告する機会があった。当時は移転価格が最もホットな話題であり、対応的調整や第2次調整についての議論がセミナーでとりあげられた(増井良啓「第48回IFA総会の報告—移転価格税制における第2次調整を中心として—」租税研究/543号・74頁〈1995年〉)。

その後約10年がたち、国際課税の分野ではさまざまな新しい動きが登場している。そのような国際的動向を知るうえで、IFAの年次大会は良い機会である。今回の大会は、2003年8月31日から9月5日までシドニーで開催され、世界各国から800名を超える租税専門家が集まった。日本からも多くの方が参加された。そのため私

より適任の方も多いのであるが、本日はせっかくの機会を与えられたので、大会の一参加者として感想を述べてみたい。公式の記録は、IFAのホームページに掲載されているし (<http://www.ifa.nl>)、IFAの年報として公刊される予定である (IFA Yearbook 2003)。

II 今回のシドニー大会の背景

まず、今回のシドニー大会の背景として、3点申し上げる。

1 共同研究の人的ネットワーク

第1は、最近のIFAの研究活動についてである。ここ数年、IFAは、年次大会を開催する以外にも、重要な課題について共同研究を行っている。

たとえば、電子商取引について、1998年のロンドン会議をへて (増井良啓「電子商取引と国際課税—IFAの5月9日ロンドン会議の報告—」租税研究/587号・80頁〈1998年〉)、研究報告書が出版され、さらにその後第2版が出ている (Richard L. Doernberg et al., *Electronic Commerce and Multijurisdictional Taxation* 〈2001〉)。租税条約上の仲裁に関しても、研究報告書の草稿に対して各国支部にコメントを求めたのち、現在出版準備中である (増井良啓「租税条約上の仲裁に関するIFA報告書」ジュリスト/1244号・278頁〈2003年〉)。引き続いて、ストックオプションや年金について、国際課税上の論点を洗い出す共同研究が予定されている。

このように、OECDをはじめとする政府機関関係者や、各国の弁護士や大学研究者などが協力して人的なネットワークをつくり、IFAの継続的な研究活動を支えているわけである。

2 EU統合の影響

第2は、EU統合の影響である。ヨーロッパでの税制の動向が、IFA大会の論題の選び方から

はじまって、個別の議論の内容にまで影響している。

国際課税の分野ではもともと、IFAでの議論に限らずより一般的に、欧州勢の影響力がかなり強い。たとえば、「有害な税の競争」に対する対抗運動は、1998年のOECD報告書以来世界規模での課題となっているが、これもEU内部の同様の運動なしには考えられなかった。さらに、近年とくに顕著な傾向として、国際課税の法的な角度からの議論においてEUの存在感が大きくなっている。これは次の事情による。周知のように、EUの域内統合に伴い、税制が阻害要因とならないよう工夫されてきた。しかし、所得税や法人税についてはその動きはきわめて緩慢であり、立法的な解決が合意を得ることができなかった。その中で、ECJ (EC Court of Justice 欧州裁判所) が次々に判決を下し、域内資本移動等を阻害するような加盟国の国内法を欧州条約に違反するとしてきた。つまり判例が法形成の原動力となっている (谷口勢津夫「ECにおけるTax Harmonizationの動向」水野忠恒編著『改訂版国際課税の理論と課題』241頁〈1999年〉、村井正・岩田一政『EU通貨統合と税制・資本市場への影響』30頁〈2000年〉)。

EUの動向は、日本にとっても軽視できない。もちろん、EC条約の適用は、EU加盟国相互間での話が主眼となっており、日本のような域外の第3国には本来、直接に関係することがないはずである。しかしながら、第1に、日本企業が欧州に進出する場合には、EC条約の適用が問題となる。たとえば日本の親会社がEU域内のいずれかの国に持株会社を置き、域内各国に現地子会社を展開するといった場合、EC条約は会社グループの課税に直接に影響する。第2に、EC条約がEU加盟国に対して設けているしぼりは、実は域内取引のみに限られない。たとえば、EC条約56条は資本移動の自由を保障する規定である。この規定は、EU域外の第3国との間の取引についても、域内取引と同じように、資本移動の自由を制限してはならないとしている。そうなる

と、ある国の税制がEU域内の資本移動の自由を制限するとしてEC条約違反とされると、その税制を直して国内法を作り直すとき、第3国としての日本との取引についても影響することになる。

こういった事情によって、EU域内での議論は、域外の第3国にとっても、意味をもつようになってきている。加えて、IFAのメンバーの多くは、欧州出身である。こうして、最近のIFAの会議では、ECJの判決やEUレベルの法人税制改正論議が、単に域内のローカルな話題以上の重みを持って語られる傾向にある。

3 ホスト国としてのオーストラリア

第3は、今回の大会の舞台となったオーストラリアについてである。

オーストラリア政府は、1999年に「企業課税の見直し」と題する大きな報告書を出して、税制改革の指針を示した (<http://www.rbt.treasury.gov.au/>)。その検討内容は多岐にわたるが、たとえば連結納税制度における投資修正などについても、水準の高い分析を示している(李恩美「連結納税制度に関する研究—オーストラリアの連結納税制度—」日本税務研究センター『第25回日税研究賞入選論文集』1頁<2002年>)。

2002年8月には、国際課税の基本ルールに関する報告書が出された (http://www.taxboard.gov.au/content/int_tax_index.asp)。そこでは、4つの項目をとりあげている。その1が、国外源泉所得に対して、オーストラリアがインビュテーション方式の適用を外していることをどう考えるか。その2が、子会社合算課税制度や外国ファンド税制などがオーストラリア企業に過大な負担を強いていないか。その3が、オーストラリアの持株会社や投資ファンドが、国際的な導管として用いられることをどう考えるか。その4が、対米条約や対英条約の交渉を背景として、条約締結ポリシーの基本を検討すること。以上4つである。

これらの項目は、今回の大会のトピックと、ぴったり重なる。今回は、インビュテーション方式の問題が、まさに第1日のテーマとして選択された。また、子会社合算課税制度や持株会社が、それぞれにセミナーの論題として選択された。つまり、オーストラリアにとって重要な課題がとりあげられていたのである。これは、IFAのオーストラリア支部が、どの議題をとりあげるかをよく検討し、意見を積極的にIFA本部に提示していった結果である。国際会議のホストを引き受けることと、自国の税制改革の課題を議論することを、連続させてつなげているわけである。

これはなかなか賢いやり方である。一方で、IFAの年次大会には国際課税の専門家が多数集うから、そういう場で適切な論題を設定し、正確な情報を発信して誤解を予防しておくことに大きな意味がある。他方で、国際的な議論の動向を、国内にフィードバックさせることも有益である。そういった意味で、オーストラリアの人たちは、IFA大会という場を戦略的に考えているようであった。

III 会社＝株主課税の動向：1回課税か2回課税か

さて、今回の大きなテーマのひとつが、会社＝株主課税の動向であった。以下ではこれを中心に議論の内容をご報告し、そのあとでその他のセミナーについて簡単に触れることにしたい。

1 法人税制はどこへいくか

問題の核心は、世界の法人税制がいったいどの方向に向かっているかである。所得税と法人税の統合は、法人税制の最も基本的な問題のひとつとして、かねてより研究が積み重ねられてきた分野である(金子宏『所得税の法と政策』429頁<1996年、初出1991年>、水野忠恒「法人税改革—法人税と所得税の統合—」『岩波講座現代の法8・政府と企業』183頁<1997年>)。そし

て1990年代の半ばまで、世界の法人税制は、欧州のいくつかの国にみられるインピュテーション方式か、米国のようなクラシカル方式かに、二極化しているといわれてきた。

ところが、1990年代末から、英独などでこの状況に変容が生じてきた。私はこの新しい傾向に注目し、数年前に小さな論文を書いたことがある（増井良啓「連結納税制度をめぐる若干の論点(1)―法人税制の変容を中心として―」税研/91号・90頁〈2000年〉）。その後も、所得税と法人税の統合論のゆくえがどうなるか、引き続き研究したいと思ってきた。

今回の大会では、まさにこの点について、現在グローバルにみてどういう傾向が読みとれるかを議論した。世界的に関心の高いテーマとあって、36カ国からレポートが提出された。日本からは、税務大学の松田氏と猪野氏が、共同でレポートを提出されている。また、EUの動向を示す独立のレポートも提出された。これらは既に、すべて公開されている（IFA, Trends in company/shareholder taxation: single or double taxation?, Cahier de droit fiscal international Vol. 88a 〈2003〉）。

なお、ここで用語法について一言申し上げておく。周知のとおり、クラシカル方式は、会社が利益を稼得したときに1回課税し、さらに税引後利益を株主に配当したときに株主段階で1回課税し、両者の間に特に調整措置を設けないやり方である。これに対し、個人株主段階の所得税と会社段階の法人税を統合するやり方にはさまざまのものがあつた。そのような統合のやり方のひとつがインピュテーション方式であり、その細部についていろいろな制度の仕組み方がある。今回のIFAの総合報告書では、現実に納付された法人税額を株主に帰属させる方式を、インピュテーション方式と呼んでいる。裏をかえせば、法人税が現実に納付されたか否かを問わず株主に税額控除を与える方式は、インピュテーション方式から区別されている。この用語法によると、日本の配当控除は、法人税が現実に

納付されたか否かを問わず、株主に税額控除を与えるものであるから、インピュテーション方式にはあたらないことになる。

2 配当課税に関する「粗雑で手軽な救済」

(1) 世界的な傾向

今回の研究結果で最も重要な点を一言でいえば、配当課税について「粗雑で手軽な救済（rough and ready relief）」を採用する傾向がみられる、ということである。

すなわち、第1に、インピュテーション方式からより簡素な配当課税軽減措置に移行する動きが、いくつかの国で報告された。第2に、純粋なクラシカル方式から、配当課税軽減措置導入への動きがみられる。たとえば米国では、ブッシュ政権の今年の税制改正で配当課税の軽減措置がとられることになった。第3に、配当とキャピタルゲインとの関係は整理されない傾向にある。これは、キャピタルゲイン課税が各国でまちまちであることによる。ただし、配当とキャピタルゲインを整合的に扱おうとする例として、ドイツが半額課税方式を両方に適用している。

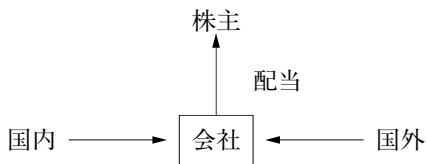
なお、今回の研究では、より細かい点も明らかにされた。たとえば、法人段階で非課税とされた所得を株主に支払う場合どうなるか。また二元的所得税を採用する場合には、法人税制との関係がどうなるか。こういった点について、各国の制度がどういう具合に設計されているかが、国別の報告書で記されている。

(2) 資本移動の国際化とインピュテーション方式

それでは、配当課税についてインピュテーション方式が退潮し「粗雑で手軽な救済」に流れるのはなぜか。このような動きを促しているのは、資本移動の国際化である。すなわち、インピュテーション方式は、クロスボーダー取引と相性が悪い。不都合が生ずる局面は2つある。

第1の局面は、図1のように、国外源泉所得を得る場合である。

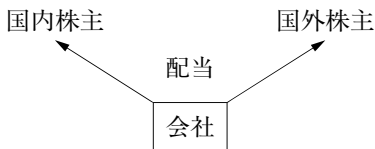
図1 国外源泉所得を得る場合



すなわち、会社の稼いだ国外源泉所得については、株主に税額控除を与えないことが多い。外国政府に支払う法人税は、自国の法人税と同視できないからである。となると、インピュテーション方式は、国内源泉所得を稼いでいる場合についてのみ適用されることになり、結果的に、国内事業活動が国外事業活動よりも優遇される。

第2の局面は、図2のように、国外株主に配当を支払う場合である。

図2 国外株主に配当を支払う場合



すなわち、会社が国外株主に対して配当を支払う場合、税額控除を与えないことが多い。もともと、この株主に対して税額控除を与えるか否かは、株主の居住地国の問題だともいえる。仮に何らかの形で法人税額を国外株主に還付してしまうと、会社の居住地国は、一方的に税収を失いかねない。となると、インピュテーション方式の適用は国内株主への配当支払に限定することになり、結果的に内外差別が生ずる。

もちろん、この2つの不都合は、インピュテーション方式を採用する場合の唯一の帰結であるというわけではない。インピュテーション方

式の下であっても、相互主義にもとづき、外国法人税を自国の法人税と同視したり、国外株主にも税額控除を認めたりすれば、内外差別の問題は解消する。そして、そうするほうが、株主段階の税率で1回課税できることになり、インピュテーション方式のそもそものねらいに合致するはずである。現実にも、米独租税条約・米仏租税条約・米英租税条約において、インピュテーション方式を採用していた独仏英が、米国の要求に応じて、米国株主に対してもインピュテーション方式の恩恵を及ぼしていた例が知られている（岡村忠生「国際課税とインテグレーション」法学論叢132巻1・2・3号182頁，229-235頁〈1992年〉）。

しかしながら、現実問題としては、このような解決は一般的な流れとならなかった。それにはいろいろな理由があろうが、2点が重要であろう。第1点は、各国が税収減を恐れることである。税収が減るかどうかは、配当の出入りの状況にもよるし、相手国がインピュテーション方式をとっているかどうかにもよる。しかし、自国だけが外国税額を還付したり、外国株主に対して自国の税額を還付したりすることは、税収の観点から受け入れられにくかった。第2点は、執行上の国際協力に自信がもてないことである。この点、今回の会議では、情報交換の充実で対処できるという意見も出た。つまり、インピュテーション方式を国際的に通用させるため、自国の株主が外国会社から配当を受け取ったとき、その配当に対して、外国で法人税が正確にどれだけかかっているかを情報提供するわけである。こういうやり方も考えられなくはないが、これまでのところ、そのような方向の国際協力は実際には進んでこなかったのである。

インピュテーション方式と比較すると、クラシカル方式の下では、内外差別の問題は比較的起こりにくい。会社が国外源泉所得を稼得するかどうかにかかわりなく、株主に配当するとき税額控除を与えることはないからである。また、国外株主であろうが国内株主であろうが、

いずれにせよ、税額控除を与えることはないからである。つまり、国際的な局面についていえば、むしろクラシカル方式のほうが内外差別を生みにくい仕組みになっているわけである。このような理由で、国際的な資本移動が増加し、クロスボーダーの側面が重要になるにつれて、インピュテーション方式からクラシカル方式への回帰がみられるようになった。

(3) ECJのVerkooijen判決

ちなみに、内外差別の問題が重要になってきた背景には、冒頭に申し上げたEUにおける議論の流れも影響している。

たとえば、Verkooijen事件に関する、2000年6月6日のECJ判決である(Case C-35/98, in Kees van Raad ed., Materials on International and EC Taxation, Vol.2, 1757 <2002>)。そこでは、オランダの国内法が、個人株主の受取配当を非課税とする条件として、オランダ法人から支払われる配当であることを条件にしていたところ、それがEC条約に違反するとされた。ECJは、オランダの当該措置は、資本移動に対する「制限」にあたり、しかも、制限を正当化する理由はないとしたのである。オランダ政府は、国内税制を首尾一貫した形で設計するためには、国内で源泉徴収を受けている受取配当に限って非課税にすることに理由があると主張したが、この主張は認められなかった。

この判決は、EU加盟国にとって、配当課税に関する内外差別がもはや許されないことを示している。つまり、グローバル市場からの政治的・経済的な圧力のみならず、ECJからの法的な拘束によって、内外差別に対して敏感にならざるを得なくなっているわけである。

(4) クラシカル方式に修正を加える理由

興味深いことは、各国の法人税制が、だからといって純粋なクラシカル方式に収斂しているわけではないということである。いわゆる配当二重課税を残しつつも、部分的な救済措置を与える方向がみられる。

この現象は、どのように説明できるだろうか。

今回の会議では、残念ながらこの点については議論がされなかった。私はこの点に疑問をもち、帰国後、報告書を読んですこし考えてみた。その結果、次のような説明が可能ではないかと考えるに至った。その骨子は次のようなものである。

もともと、クラシカル方式の下では、法人税制がさまざまな非中立性を生む。法人形態と非法人形態の間の選択、自己資本と他人資本の間の選択、内部留保と配当支払の間の選択、などに歪みを与えることになってしまう。だからこそ、インピュテーション方式が提案され、いくつかの国で実施されてきた。

ところで、いま問題にしているのは、国外所得と国内所得の差別や、国外株主と国内株主の差別である。つまり、インピュテーション方式をとると、自己資本か他人資本かとか、内部留保か配当支払かとかいった点については、税制が中立に近づくが、国内か国外かという点では非中立的になってしまう。そこで、国内国外を問わず同じ扱いをすべきだという要請が高まると、他の点では非中立的であったとしても、クラシカル方式のほうがまだましであるということになってくる。

そういう事情であるから、クラシカル方式が諸手をあげて歓迎されるわけではない。むしろ純粋なクラシカル方式をとった場合の問題点を緩和すべく、修正が加えられる。つまり、自己資本を他人資本よりも重課しないように、あるいは、配当を内部留保よりも重課しないようにという観点から、軽減措置が加えられるわけである。

これが、インピュテーション方式が退潮しても純粋なクラシカル方式に回帰するわけではなく、粗雑で手軽な救済に流れていくことの説明である。これは仮説である。もしこの仮説があたっているとすると、それは、税制の中立性という概念が、何と何の間の選択を問題にしているかによって決まってくることのあらわれである。中立性という概念は限定的にしか働かない(増

井良啓「法人税の課税単位」租税法研究／25号・65頁（1997年）。国内的側面に限定して考えればインピュテーション方式のほうがよかった。しかし、国際的側面に限定して考えればクラシカル方式のほうがよい。そういう状況の中で、各国の法人税制が「粗雑で手軽な」救済に流れている、とみることができよう。

（5）日本の税制改革への示唆

日本の税制改革論議でも、シャープ勧告以来、所得税と法人税の統合は古くて新しい問題である。しかし制度としては、すくなくとも昭和63年の抜本改革以来、配当控除という「粗雑で手軽な救済」がずっと継続している。しかも、上場株式の配当については、申告不要制度によって、実質的には源泉分離課税と同じことになっている。日本が動かない間に、各国では経験を積み重ねた結果、現在また、振り子が同じところに戻ってきた感がある。

その意味で、今回の研究結果からすると、日本の現行制度は期せずして世界的動向に合致しているということが出来る。この点、オーストラリアのように、インピュテーション方式をどうするかが問題になっている国とは、状況が異なる。また、台湾のように、1998年に完全インピュテーション方式を採用することに踏み切った国とも、状況が異なる。

もっとも、それでは日本のやり方は今のままでよくて、各国の動向から学ぶことはないかという、そうとはいえない。日本の配当控除は、法人段階で課税されているかどうかを精密には問わないまま、個人株主に税額控除を与える。そこでは、会社の段階の課税と個人株主の段階の課税とをつなげて考え、法人税を個人株主税の前取りとして徹底する、ということはなされてない。もしそのように徹底したとすれば、納付した法人税額をきちんと管理し、受け取った配当のうち納付した法人税額に対応する部分についてののみ、税額控除を与えるということになるはずである。現行法はそのようなしくみを採用せず、一定の割り切りでもって配当控除を

仕組んでいるわけである。重要なのは、このやり方が必ずしも最善のやり方であるわけではないことである。むしろ各国の経験からすると、国内・国際の両面にわたる微妙な考慮の結果、現実がこう進んできたという程度のものである。

なお、念のため、今回のIFAの共同研究の射程について一言しておく。今回の研究によって、世界各国の動向と比較して、日本の制度がどのあたりに位置するか、それなりの座標軸が与えられた。これは、日本の税制について考える上で、貴重な情報である。しかしもちろん、今後日本において配当課税をどうするかは、日本の文脈に則して私たち自身が選択しなければならない。日本の文脈では、特に次の点が重要である。個人株主への配当を重視しない会社があるとすれば、それとの関係をどう考えるか。キャピタルゲイン課税との整合性との関係で、いわゆる金融所得の一元化論をどう考えるか。日本の所得税法や法人税法は「配当」という概念を自足的には定義していないが、これをどう考えるか。こういった点をふまえて、日本の税制改革の議論を行うことが必要である。

3 国境を越える配当についての税収分配

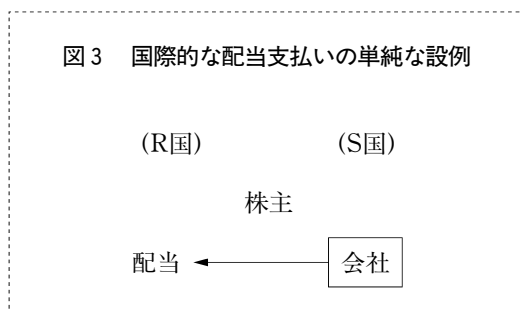
（1）配当をめぐる税収分配ルールの現状

今回の議論で目立ったもうひとつの点は、国際的配当支払いに対する源泉徴収税の廃棄が唱えられたことである。まず、配当をめぐる税収分配ルールの現状をおさらいしておこう。

法人事業体の稼得した利益は、様々なやり方で、国境を越えて株主に支払われる。たとえば日本の会社が中国の工場で利益を稼得し、それを日本の株主に配当として支払う。米国の会社が利益を稼得し、それを日本の株主に配当する。日本の投資信託が、米国株から運用収益を受け取り、その果実を日本の投資家に分配する。こういった具合に、様々なやり方があるが、一口に単純化することはできない。それぞれのやり方についての課税が相互にバランスを欠くと、不都合なことが起きる。そのため、各国は、配

当に関する課税ルールの整備とならんで、支店税を導入したり、投資ファンド税制を展開したりしてきた。配当課税の国際的側面は、潜在的にはこれらすべてに関係する。

しかしここでは、話を分かりやすくするために、図3の設例を念頭において考える。ある会社がS国の居住者である。その個人株主がR国の居住者である。そして、この会社が株主に配当を支払う。この株主は配当の受益者である。



この場合、各国の租税条約に共通する傾向として、次のような税収分配が認められている。まず、S国が会社に対して法人税を課すことができる。次に、配当を受け取った株主に対してR国が課税できる。但し、ここで、S国は配当に対して源泉徴収税を課すことができる。このやり方は、配当に関するOECDモデル租税条約10条に明記されているほか、日本の租税条約でもほぼ踏襲されている。そうすると、S国は、配当についてR国に優先して税収を分配されることになる。

この点を確認するために、配当に対する源泉徴収税について、R国でどうなるかをみてみよう。2つの可能性がある。第1は、R国が外国税額控除方式によって二重課税を排除する場合である。この場合、S国の課した源泉徴収税は、R国で税額控除の対象となるから、結局、S国の課税が優先する。第2は、R国が国外所得免除方式によって二重課税を排除する場合である。この場合、R国はもともとこの配当に課税せず、したがってS国の源泉徴収税が課されるのみである。

以上から、いずれの場合についても、S国の課税がR国の課税に優先することが分かる。ただし、現行ルールの下では、ポートフォリオ投資と直接投資とが、区別されている。

一方で、ポートフォリオ投資とは支配を伴わない国際投資であって、たとえば資産運用のために上場会社の株式を1株保有するといった場合である。このような一般のポートフォリオ投資にかかる配当は、OECDモデル租税条約10条によると、15%の限度税率に服する。他方で、直接投資とは事業支配を伴う国際投資であって、典型的には親子会社間配当の場合である。この場合、親子会社間配当につき源泉徴収税が軽減されている。OECDモデル租税条約10条であると、株主が親会社であって25%以上の株式を保有している場合、すなわち親会社が子会社形態で直接投資をしている場合、限度税率は5%にまで引き下げられている。新しい日米租税条約では一歩進んで、一定の親子会社間配当については源泉地国で免税とされる予定である。

以上が、配当をめぐる税収分配ルールの現状である。ちなみに、税収分配ルールの前提として、配当の源泉地をどうやって決めるかという問題があるが、日本のルールでは、日本の内国法人からの配当は日本の国内源泉所得とするのが基本である。

(2) 配当に対する源泉徴収の要否

さて、今回の議論で提示された問題は、何のために配当に対して源泉徴収税を課すのだろうか、という点であった。というのも、法人事業体の稼得した利益については、既にS国は法人税という形で税収を得ている。それに加えて、S国は源泉徴収税を課す根拠はどこにあるか。

この点については、古くから議論がある。実際、1928年の段階では、国際連盟で3つの草案が並び立っていたが、そこでは配当についてR国のみが課税するというやり方も含まれていた

(赤松晃『国際租税原則と日本の国際租税法』39頁<2001年>)。しかし現在では、OECDモデル租税条約でも、国連モデル租税条約でも、S国が

配当に対して課税することを認めている。

S国の課税を根拠づける考え方としては、次のものがありうる。すなわち、源泉徴収税は株主個人税の代替であり、S国はR国に代わって株主段階の租税を課しているのだ、という考え方である。しかし、そう考えるとしても、利子や使用料と比べ、配当だけがどうして違うのか。産業先進国間の租税条約例では、利子や使用料に対してS国で課税しないという傾向になっている。そして、利子や使用料についてS国が源泉徴収税を課さないのならば、ましてや配当についてはより一層、源泉徴収税を課さなくてよいという議論もありうる。なぜなら、支払利子や支払使用料は法人所得から控除できるのに対し、配当は法人税引後の利益から支払われるものであって、S国としては源泉徴収税を課さなくても、既に法人税を課しているからである。

こういった議論によって、今回の大会では、配当支払について源泉徴収税を廃棄することが、パネリストの意見として提案された。S国としてはもちろん、配当に対する源泉徴収税を廃止してしまうと、税収が減るという懸念がある。パネリストの一人は米国の条約交渉担当官であるが、個人的見解であると断ったうえで、その懸念はあたらないと述べていた。つまり、配当が国境を越えて双方向に流れている場合には、相互主義で源泉徴収税をなくすと、自国から出て行く配当については税収が減るが、自国に入ってくる配当について外国税額控除を与える必要がなくなり、結局それが相殺されるというのである。しかしこれは、配当が双方向に流れる場合の話である。資本輸入国にとっては、配当は一方的に出て行くことが多いであろうから、やはり税収減ということになる。

要するに、この議論は、投資所得についての源泉地ベースでの課税をどう考えるかという基本問題にかかわる。IFAの今回の議論では、S国の源泉徴収税を廃棄するという方向が、パネリストの私的な提案という形ではあれ、はっきりと示された。これが注目される点である。

(3) キャピタルゲイン課税との関係

この点に密接に関係するのが、キャピタルゲイン課税のあり方である。先に述べたように、キャピタルゲイン課税については、各国でやり方がまちまちである。そのため国際的側面ではさらにばらばらの結果となるが、ここでは典型的な可能性を見てみよう。なお、以下の議論では、不動産保有会社を除外して考える。

図4 株式キャピタルゲインの実現



いま、図4のように、S国の会社が配当を支払う代わりに利益を内部留保し、R国の株主が株式を譲渡してキャピタルゲインを実現したとする。このとき、税収分配の基準は、配当とは大きく異なってくる。モデル租税条約に現れた考え方に則して、S国とR国の税収の取り分がどうなるかをみてみよう。

たとえば、OECDモデル租税条約13条では、株式キャピタルゲインについては、株主の居住地国のみが課税できる。図4でいえば、R国のみが課税し、S国はもはや源泉徴収税を課すことができないのである。そうなると、配当のかわりに株式キャピタルゲインの形で利益を実現すれば、S国は源泉徴収税を課せなくなる。なお、R国がキャピタルゲインを一般的に非課税とする税制をとっている場合には、キャピタルゲインの方が、納税者にとって圧倒的に有利になる。

国連モデル租税条約13条の場合だとどうか。国連モデル租税条約でも、株式キャピタルゲインについてはR国のみが課税する。しかし、OECDモデル租税条約と異なり、持株割合が一定割合を超える場合には、S国が源泉徴収税を課すことができる。そしてそうなると、親子会

社間配当との比較で不均衡が生ずる。というのは、S国の源泉徴収税との関係では、配当の場合には、持株割合が高くなると税率が軽減される。これに対しキャピタルゲインの場合には、持株割合が高くなると、S国が源泉徴収税を課せるようになるからである。結果として、直接投資で持株割合が高い親子会社のような場合には、キャピタルゲインのかわりに配当にしておけばS国の源泉徴収税が減る可能性が出てくることになる。

以上のように、現在のモデル条約では、配当とキャピタルゲインとの間で、S国とR国の間の税収分配が、かくも違ってきてしまう。このような不整合をなくすためには、キャピタルゲインと配当を等しく扱うことが必要になる。そのやり方としては、論理的には、S国の源泉徴収税を強化する方向と廃止する方向の2つがある。今回の議論では、廃止する方向で扱いを揃えようと提案されたわけである。つまり、先ほどから申し上げているように、投資所得について源泉地ベースの課税をどう考えるか、という国際課税の基本が問題とされたのであった。

(4) 投資ファンドとの関係

会議ではさらに、投資家が投資ファンドを通じて、外国から配当を受け取る場合が論じられた。そしてここでも、S国が配当に対する源泉徴収税を廃止することによって、投資ファンドを通じた投資についての扱いが容易になるという意見が述べられた。もっとも、投資ファンド税制の国際的側面については、今回は派生的にししか扱われなかったため、省略する（この点については、関西大学法学研究所編『金融取引と国際課税』〈2002〉）。

(5) 日本の条約締結交渉への示唆

IFAでのこのような議論は、日本にとってどのような示唆を与えるだろうか。国家間税収分配の基本問題にかかわる点であり、刺激的な議論であったことは確かである。もっとも、配当に対する源泉徴収税をすべて廃止するという提案には、なお慎重に検討すべき点が多い。とい

うのは、同じく配当課税といっても、直接投資とポートフォリオ投資とでは、かなり状況が違うからである。

直接投資にかかる親子会社間配当について、S国が軽減税率を適用する理由は、伝統的に、親子会社を一体の企業として考える見方にあるとされてきた（American Law Institute, Federal Income Tax Project, International Aspects of United States Income Taxation II, Proposals of the American Law Institute on United States Income Tax Treaties 185 〈1991〉）。すなわち、一定の持株比率を超えると、親子会社の納税義務をいわば「連結」して考える発想が制度の基礎となる、というわけである。間接外国税額控除の制度も、この考え方によって設けられている。こう考えると、親子会社間配当には源泉徴収税を課すべきではないということになる。既に子会社はS国で法人税を納付しているし、その配当によっても企業組織の外部に利益が流出しているわけではないからである。となると、親子会社間配当について、S国の源泉徴収税をゼロに近づけることには理由があることになる。実際、1990年のEC親子会社指令では、親子会社間配当について源泉徴収税を課さないことを加盟国に命じている。ちなみに、この考え方は、子会社から親会社への配当は、支店利益を外国本店に送金する場合と同じに扱うべきだ、という発想にもつながっていく。

ポートフォリオ投資については、この考え方はあてはまらない。ではどう考えるか。この点について、今回の総合報告書は、ポートフォリオ配当に対して、S国が源泉徴収税を課する理由としては、せいぜい、税収上の考慮と、これまで国際的なコンセンサスがあったことをあげている（Richard Vann, General Report, in Cahier de droit fiscal international Vol. 88a, 49 〈2003〉）。この2つは弱い理由であるから、もし存在理由がこれだけだとすると、源泉徴収税は不要だという立論が可能になる。すなわち

前者の税収上の考慮についていえば、配当が国境を越えて、双方向にほぼ同額で流れる国では、源泉徴収税をなくしても税収は減らない。後者のコンセンサスについていえば、古いことにとらわれず新しい国際的コンセンサスを作ればよい。こういう立論により、ポートフォリオ配当についても源泉徴収税を廃止することが望ましいという議論が出てきたわけである。

しかし、この議論には、盲点がある。執行上の考慮を軽視しているのである。別のところで論じたように、ポートフォリオ利子の非課税措置は、執行上の問題をもたらし（増井良啓「取引環境の電子化と資本所得の課税」、金子宏編『2訂版所得税の理論と課題』275頁（2001年））。現在の情報交換の状況を前提とすれば、ポートフォリオ配当をS国で非課税にすると、同じ過ちを繰り返すおそれがある。むしろ、ポートフォリオ投資収益については、利子や配当の如何を問わず、R国での申告漏れを防止するための執行上の装置として、S国の源泉徴収税を残すべきではないだろうか。

なお、直接投資の課税を執行面からみると、ポートフォリオ投資とは状況が異なる。ポートフォリオ投資の場合、不特定多数の投資家が存在し、しかも持分が転々と流通するため、投資家の一人一人がどれだけの国外所得を得ているかについて情報を得ることが困難である。これに対し、直接投資の場合、定義上、親会社の数は限られている。その意味ではポートフォリオ投資におけるような執行上の問題点は、比較的小さいものといえよう。

4 国際的な持株会社・導管会社

直接投資の場合、問題が生ずるのはもう少し異なった局面である。それが、国際的な企業活動の展開において、多国籍企業が持株会社をおいたり、導管会社をおいたりする場合である。

大会1日目午後には、この点についてセミナーが開かれた。そこでは、中間持株会社において第3国に進出する事例を素材として、子会社

合算課税の適用可能性があるか、持株会社の居住地国で特別の税制措置があるか、租税条約上の便益制限条項がどう適用されるか、配当に対する源泉徴収税の適用関係がどうなるか、といった点が議論された。オランダ以外にも、多国籍企業の持株会社誘致に積極的な税制が、なお存在することが分かった。

IV その他のテーマ

その他のテーマについても、議論がなされた。駆け足で触れておこう。

1 消費課税と金融サービス

2日目は、消費課税と金融サービスをとりあげた。

今回、IFAの総会テーマとして、はじめて付加価値税をとりあげた。35の支部がレポートを提出し、関心の高さを裏付けた。ここでもEUが、独立に報告書を書いている。

注目されるのが米国の報告書である。というのも、米国は、主要産業国の中で例外的に、連邦付加価値税をもっていない国だからである。付加価値税のない国で、付加価値税についてどうやって報告書を書いたか。結果は水準の高いものになった。クロスボーダー金融サービスに対して各国の付加価値税がどうなっているかを概観し、各国から米国金融業者にサービスをアウトソーシングする場合や、米国企業が外国業者から金融サービスを受ける場合について、突っ込んで検討している（Alan Schenk, United States, in IFA, Consumption taxation and financial services, Cahier de droit fiscal international Vol. 88b, 781（2003））。これは、自国に制度があるかどうかと、すぐれた研究をするかどうかとが、必ずしも一致しないひとつの例といえよう。

さて、付加価値税の適用の上で、金融サービスは、ほとんどの国で非課税とされている。日本の消費税もそうである。結果として、金融機

関は仕入税額控除ができないことになる。これは、日本にとっても重要な課題である。金融機関が赤字である場合、簡単にいえば、売り上げよりも仕入れが大きいわけだから、仕入税額控除が否定されていると、取引の前段階までにかかった消費税額が、価格増という形で金融機関のコストとなる。業務をアウトソーシングする場合にも、ひずみが生ずる。非課税扱いに伴うこういった問題は、将来において消費税率が増加していけば、より深刻になる。

今回の議論で明らかにされた点として、各国は、金融サービスの非課税扱いに苦勞して対処している。対処の方向は、非課税となる金融サービスの定義を狭めるか、あるいは、仕入税額控除の範囲を広げるかである。総合報告書は、具体的に、どの金融サービスが非課税となっているかをリストアップしている。そこからは、コアの金融仲介業務は非課税にしたうえで、保険業務については課税のネットに入れる、ファンドマネジメントのサービスは課税のネットに入れる、課税取引となることを選択を認める、といった例が伺われる。

立法論としても、新しい動向が紹介された。欧州委員会は、金融サービスをフルに課税することに積極的である。イタリアは、1998年から所得型付加価値税を導入している。カナダは、ケベック州でB2Bの金融サービスにゼロ税率を適用している。

日本でも従来から、付加価値税における金融取引の扱いについて、理論的なメスが入れてきた（中里実『金融取引と課税』229頁〈1998年、初出1995年〉）。今回の議論によって、金融取引を付加価値税の網の中に取り込むことが、制度論として可能であり、しかも参考になる展開が各国にあると分かった。

関連するセミナーとして、金融サービスと直接税に関するものが開かれた。日本から、宮崎裕子弁護士が、パネリストとして参加された。このセミナーについては、特に3点が印象に残った。第1に、グローバル・トレーディングに

ついて、OECD報告書と比較して、日本では「人的機能」が重視されるということである。第2に、APAの締結が望ましいということである。もっとも、銀行業務に詳しいフランスのパネリストは、APAはやりたくないと言っていた。なぜそういうかや疑問であったが、あるいは、ビジネスモデルの変化が速い業種にとっては、APAを結んでもじきに新しい取引が出てきて、あまり役に立たないと思われているのかもしれない。第3は、一口に金融商品について時価主義といっても、どの市場をとらえてどのように時価を判定するか、難しい問題が多いという点である。

2 OECDモデル租税条約と年金

3日目には、OECD租税委員会の作業が紹介された（http://www.oecd.org/home/0,2605,en_2649_34897_1_1_1_1,00.html）。OECDがIMF及び世界銀行とともに対話を開始したことも紹介された（<http://www.itdweb.org/>）。その後、個人が国際的に移動する場合における年金課税のあり方が議論された。パネルの議論は、さながら討論ゲームのようであり、退職後に人が移住してくる国のパネリストが居住地ベースの課税を主張し、退職前まで年金を積み立て運用していた国のパネリストが源泉地ベースの課税を主張する、という形をとった。

3 制定法上の一般的租税回避否認規定と国際課税

制定法上の一般的租税回避否認規定（GAAR, General Anti-Avoidance Rule）が国際課税の側面でどう適用されるかの事例研究があった。カナダ、オーストラリア、アルゼンチン、スペイン、スウェーデンの、実際の事件が紹介された。興味深い議論として、国内法上の否認規定を適用するというとき、その法的効果が、国内法上の法律関係を引き直したうえで、それに条約を適用するということなのか、それとも、条約を適用した後で法的効果を全体的に否認するのか、

実は明らかにされていない、と指摘された。

4 国際課税の最近の展開

4日日には、国際課税の最近の展開と題して、4つの点が紹介された。第1に、ECJの最近の判決の紹介である。たとえば2002年12月12日のLankhorst-Hohorst事件では、ドイツの過少資本税制が、EC条約43条（開業の自由）に違反するとされた。第2に、エンロン事件を受けた米国の過少資本税制の改正である。第3は、CFC税制が、オーストラリア・カナダ・ドイツで、どう改正されたかである。第4は、PEに関するフランスとオーストラリアの判決である。オーストラリアの判決では、国内法を解釈するうえで、外国の学説や判決を引用していた。

5 オフショアファンド税制

今回最後のセミナーは、オフショアファンド税制である。立法目的として、所得の正確な測定か、租税回避撃退かが、大きく分かれる。また、所得を正確に測定するといった場合にも、いろいろなやり方がある。日本の家計資産の多くが外国で運用される時代がくれば、日本でもこういった立法を検討することが必要になろう。このことは既に指摘されている点ではあるが、今回改めて実感した。

V おわりに

以上が、今回のIFAシドニー大会に出席した感想である。言葉の制約もあって十分に理解できなかった点も多いし、同じ時間帯に開かれていたため、出られなかったセミナーが他にもある。その意味で、一人の参加者が感じたところを申し述べたにとどまる。

おわりに、全体的な角度から2点申し上げる。第1に、今後の日本の税制を考える上で学ぶべきことがかなりあった。統合論の行く末、配当に対する源泉徴収税の要否、付加価値税における金融サービスの扱い、時価主義の正確な意味などである。第2に、日本からの発信がさらに必要であると感じた。国際課税に関する法形成が、多様な場を通じて、ソフトな形でなされている。IFAもそのひとつの場である。ファーストネームで呼び合う人的なつきあいの中で、今後の議論の方向が形成される。地理的言語的な不自由はあっても、議論に参加し日本の立場を説明することが求められている。

次回ウィーン大会は、2004年9月5日から10日に予定されている。テーマは「租税条約と二重非課税」、及び「会社グループの課税」である (<http://www.ifa-vienna.at>)。

